

Ⅲ NWEC 実践報告

第8章

男女平等を指向する予算制度 フィリピンにおけるジェンダー予算の事例

越智 方美

1 はじめに

——ジェンダー主流化戦略としてのジェンダー予算——

ジェンダー予算という考え方は、第4回世界女性会議（1995年）の成果文書である北京行動綱領の中でジェンダー主流化戦略の実現手段のひとつとされたことで、広く認知されるようになった。行動綱領の第VI章財政的整備パラグラフ345には、ジェンダー平等を実質的に推進するためには、女性の社会参画を支援する施策や事業への十分な予算措置が必要であると、次のように明記されている。

女性の地位向上のための財政的及び人的資源は概して不十分であった。このことが今日に至る「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」実施の遅滞の一因であった。これまでの国連サミット及び諸会議でなされた関連の約束を含めて、行動綱領の完全かつ効果的な実施には、人的及び財政的資源を女性のエンパワーメントのために利用できるようにするための政治的な関与が必要であろう。このためには、政策及び計画に関する予算の決定にジェンダーの視点を組み入れるとともに、男女の平等を確保するための特定の計画に十分な資金を供給することが求められよう。行動綱領を

実施するためには、資金があらゆる部門にまたがったあらゆる供給源から認識され、動員されることが必要である（内閣府男女共同参画局）。

引用した北京行動綱領の一節は、「予算の全過程（政策策定、予算編成、執行、決算、評価）にジェンダー視点を統合し、ジェンダー平等を促進するように、歳入・歳出を再構築する継続的な過程」（村松 2004, 2005, 2011）が求められていると定義しなおすこともできる。既存のマクロ経済分析モデルを見直し、予算査定単位に個人や世帯を含めるとともに世帯内で主として女性が担っている無償労働の意義を再評価するフェミニスト経済学を理論的支柱として、ジェンダー予算は世界各地で実践されている（Budlender and Hewitt 2001; Elson 1995; Himmelwit 2002）。

ジェンダー予算は1984年に労働党政権下のオーストラリアで導入された後、1993年にカナダで、翌1994年に南アフリカ連邦で相次いで導入され、1995年に英連邦事務局のプログラムが開始された（Sharp 2003; 伊藤 2006 : 96）。開発途上地域では、国際機関や先進諸国の政府開発援助を通じて、その地域のジェンダー平等を担保する戦略として普及が進んだ。実施国は2007年時点で90カ国にのぼる（Ichii 2010 : 8）。本稿ではジェンダー予算の可能性と意義を検討するため、東南アジア地域で最も早くこの予算制度を導入したフィリピンを事例としてとりあげる。

フィリピンのジェンダー予算制度は、1995年度から本格的に導入され東南アジア諸国でも長い歴史を有している。しかし、年間総予算の5%相当額を充当するとの規定にもかかわらず、2009年度のジェンダー予算額は64億9,000万ペソ¹⁾（155億7,600万円）であり、この数値は総予算額の0.46%にとどまっている（Ilo 2010 : 22）。導入から20年近くが経過し、ジェンダー予算が制度としてどの程度定着しているか、また実施にあたっての困難は何かについて考察することが本稿の目的である。まずフィリピンにおけるジェンダー予算の概要を確認した後、次にジェンダー予算実施にあたっての課題を整理する。最後に日本の男女共同参画政策への教訓を考える。

分析対象とするフィリピンの事例は、筆者がマニラおよびケソン・シティで実施した調査の内容に基づいている。調査は2014年1月20日から27日に、研究機関、フィリピン女性委員会ならびにNGO職員を対象に事前に質問紙を送付して協力を依頼した。

なおジェンダー予算を示す英語の用語としては、ジェンダーに配慮した（あるいはジェンダーに敏感な）予算（gender responsive budget, gender sensitive budget）、ジェンダー予算のための取組み（gender budget initiative）、女性問題関連予算（women's budget）が使用されているが、ここでは「ジェンダー予算」という用語を用いる。

2 フィリピンにおけるジェンダー予算制度の概要

フィリピンでジェンダー平等推進を保障するための財源についての議論は、1990年代以降、以下のような根拠法の制定に伴い活発化した。1991年「共和国法7192号 開発と国家形成における女性法」（Republic Act 7192 Women in Development and Nation Building Act、以下「開発と女性法」）が制定され、女性支援施策や女性の社会参画を促進するため、援助国政府および国際機関が拠出する政府開発援助基金の相当分の確保、活用がうたわれた。1995年には「行政命令273号 ジェンダーに対応した開発のためのフィリピン計画1995-2025」（Executive Order 273 Philippine Plan for Gender-Responsive Development 1995-2025）が公布され、ジェンダーと開発関連の各省庁の成果について年次業務報告書に組み込むとともに、計画の実施に必要な当初計画は、歳出予算に計上することが規定された。

同じ1995年に制定された「共和国法7845号 一般歳出法（Republic Act 7845 General Appropriations Act）」では「開発と女性法」にしたがい、すべての政府省庁および機関が歳出の最低5%をジェンダー課題改善のための事業に充てることが定められた。「一般歳出法」はまた、フィリピンのナショナル・マシーナリーである「フィリピン女性の役割国家委員会（National

Commission on the Role of Filipino Women, NCRFW 2009年にフィリピン女性委員会、Philippine Commission on Women, PCWに改組)」が同法の履行を監視のための報告メカニズムも定めている。これら2点を考慮すると、95年の「一般歳出法」はジェンダー平等推進する上で、フィリピンの予算編成史上、画期的な意義を有していた。1996年には、予算管理省（Department of Budget Management, DBM）、国家経済開発庁（National Economic Development Agency, NEDA）と女性の役割委員会が、ジェンダーと開発関連施策・事業実施に関する共同通達を出し、翌1997年から女性の役割委員会は、政府予算案を議会への提出前に精査する専門ヒヤリングに参加することになった。さらに1998年の「一般歳出法（共和国法8622号）」は、政府所有の企業体にもジェンダー予算報告の提出を義務付けており、2009年に施行が開始された男女平等に関する包括的な法律「共和国法9710号 女性大憲章（Republic Act 9710 Magna Carta of Women Act of 2009）」においてもジェンダー予算の適切な執行が確認されている。

こうして1990年代末までに法的整備が進んだが、その実態はどのようなものだったのだろうか。以下では村松（2004：14）の整理を手がかりにして、フィリピンのジェンダー予算制度の概要をつかむこととしたい。

ジェンダー予算の推進体制

ジェンダー予算の推進には、3つの省庁が中心的役割を果たしている。ジェンダー予算政策の策定、執行、審査はフィリピンのナショナル・マシーナリーであるフィリピン女性委員会（以下、女性委員会）と憲法により経済開発計画を委任されている国家経済開発庁の協力のもと、予算管理省が所管している。3機関の分掌は以下のとおりである。女性委員会は女性のエンパワーメントに資する喫緊の課題の設定を主導し、各省におけるジェンダーと開発プランの策定に必要なに応じて参画する。また制度上は、女性委員会が内容の適合性を審査した後、ジェンダー予算が予算管理省に届けられることとなっている。国家経済開発庁は、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに関連

する課題が、フィリピン開発計画や公的投資中期計画に反映されていることを確認するとともに、ODA総額の5%から30%の金額がジェンダー関連事業に割り当てられていることを確認する。一方、予算管理省は各省庁から提出されたジェンダー予算や実施報告書の内容が女性委員会の審査済みであることを確認するとともに、女性委員会と連携し、ジェンダー予算の評価ツールを開発する。ジェンダー予算の策定、審査、修整段階ではまた、上記3機関が有識者やNGOからの助力を得ながら、技術的な支援を提供することが定められている。

ジェンダー予算の目的

フィリピンにおけるジェンダー予算は、ジェンダー主流化の重要な実施メカニズムのひとつとして位置づけられている。ここでいうジェンダー主流化とは、政府の政策、計画、事業や各種活動、プロジェクトにジェンダー視点を統合し、関連諸法を政策や各分野のプログラムに反映することを指す。同国のジェンダー予算は、正式にはジェンダーと開発計画と予算（gender and development (GAD) plan and budget）略称GAD予算（GAD Budget）と呼称されている。ジェンダー予算の使途は、政府開発援助資金を財源とする事業と行政組織のジェンダー主流化を推進する目的として配分された国内予算のふたつからなる。ひとつめの政府開発援助による事業は、国家経済開発庁が所轄している。

予算範囲と財源

フィリピンのジェンダー予算は国家予算とODAの歳出・支出をカバーし、全省庁が対象である。その配分対象は、各省庁の附属機関（出先機関、総合大学、カレッジおよび政府機関を含む）も含め300機関を上回る。予算は中央省庁を通して地方自治体にも配分され、NGOとの協働事業も報告されている。ジェンダー予算の財源は、「一般歳出予算法」により各省庁に割り当てられた予算、優先開発支援資金²⁾、地方自治体や政府機関への追加予算、政

府開発援助、政府系企業の運営予算と民間セクターや市民社会との連携を通じて発生する資金の6つによる。原則として、歳出予算総額の少なくとも5%をジェンダー予算に振り分けることが「一般歳出予算法」に定められている。制度発足当初、9億9,000万ペソ（23億7,600万円）から開始されたジェンダー予算は、当初5年間は毎年増額されているが、2000年以降は増減を繰り返し15年間の平均年間予算額は26億ペソ（62億4,000万円）、ジェンダー予算の対予算総額比率は0.3%にとどまっている。

報告・発表形式

ジェンダー予算の表明は、ジェンダーと開発計画予算 (GAD Plan and Budget) と実施報告書 (Accomplishment Report) に反映される。前者は、ジェンダー課題に対応するために、全省庁とその附属機関が実施する事業や諸活動とその実施のための予算を指す。ジェンダーと開発予算計画の作成手順は、以下のとおりである。まず省庁に配属されたジェンダー・フォーカル・ポイント³⁾ (以下、フォーカル・ポイント) が予算担当者と協力し、女性委員会が内容を審査したジェンダーと開発計画予算を予算案とともに、担当省庁が予算管理省に提出する。女性委員会の裏書きがないジェンダーと開発計画と予算は、担当省庁に差し戻される。

実施報告書はジェンダー予算の執行状況を示す報告書であり、フォーカル・ポイントが予算担当部署と協力して毎年作成する。内容は、ジェンダー予算で実施した事業の概要、研究概要、通達のコピーと訓練を担当したコンサルタントの経歴等からなる。実施報告書は予算管理省に2部送付され、予算管理省から女性委員会に1部が渡される。

3 ジェンダー予算をめぐる成果と課題

ジェンダー予算の成果としては、女性政策推進に中心的な役割を果たす担当部署である各省庁のフォーカル・ポイントが核となり、ジェンダー統計や

データベースを構築したことがあげられる。

また女性の社会・経済的活動への参画が可視化しやすい事業や、比較的短期間で成果が出やすい事業がジェンダー予算を活用して実施された。フィリピンにおけるジェンダー予算の包括的な評価をおこなったイリヨ (Ilo 2010) は、各組織が抱えているミッションにより、制度としてのジェンダー予算の受容の度合いが異なる点に着目している。たとえば、教育や女性や子どもの福利の推進を担っている組織では、ジェンダー予算を分配しやすく、かつその活用も円滑におこなわれた。たとえば、労働雇用省 (Department of Labor and Employment) は、ジェンダー予算を活用して、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の深夜業へのアクセスの改善、職場の安全・安心の推進等の政策が実施された。女性の人権の推進のために使われた例としては、収監中の女性受刑者の環境改善を目的として、個室や収容施設の増改築が報告されている。また市民社会組織と連携して一定の成果を挙げた事例もある。港湾管理局 (Philippine Port Authority) が人身取引被害者支援をおこなっている NGO のピサヤン・フォーラムと協働して救出された女性や子どもたちの人数が増加したことは、その好事例のひとつとすることができる (前掲書: 15-18)。

ジェンダー予算の副次的な成果も見逃してはならない。その一例として女性団体や NGO リーダー、ジェンダー研究者らの働きかけにより、女性たちが直面している問題の解決に向けジェンダー予算をより実効性を高めるため実施細則の制定や ODA 事業におけるジェンダー主流化を進めるための手引き書、Harmonized Gender and Development Guidelines for Project Development, Implementation, and Monitoring and Evaluation (NEDA, 2007) が作成されたことも重要である。

このようにジェンダー予算は一定の成果をあげることができたが、その予算額は制度開始時の 1995 年から 2009 年まで、1% を超えたことはなく、ジェンダー予算の実施は多くの壁に直面した。以下では、ジェンダー予算に関連する課題について述べる。

法実効性の低さ

すでに述べたように、フィリピン国内でのジェンダー予算の実施に先立ち、法的基盤が整備された。しかし、法律の制定が必ずしも自動的に円滑な法の執行を担保するわけではない。ジェンダー予算の場合も、制度導入後もその運用については、より詳細なガイドラインが必要なことが明らかになったため、2004年にDBMとNEDA、NCRFWが共同通達（Joint Circular No.2004-1）を発令した。この通達は「各省庁は事業や年度計画の枠組みの中でジェンダーと開発計画とその年間予算を策定するものとする。（予算の策定にあたっては）女性のための枠組み計画、ジェンダーに呼応したフィリピン開発計画、北京行動綱領や女性差別撤廃条約を参照しつつ、一連の文書に明記された成果や目標に合致するよう実施計画と予算の策定をおこなう」と明記している。この共同通達は、各省庁から毎年提出されるべき、ジェンダー予算書や実施報告書の提出が伸び悩んでいることを危惧し、この傾向の是正を図ったものであった。しかし、共同通達には法的拘束力がなく、通達内容に違反した場合の罰則もないため、その実効性は低いままにとどまっている。

ジェンダー予算の適用範囲の定義のあいまいさ

一般歳出法に記載されたジェンダー予算の項目は比較的新しい法律であったため、ジェンダー予算実施にあたっての細則の整備が遅れ、このことが予算の適用範囲についての拡大解釈を招いた。また制度導入初期の段階では、一般歳出予算総額の5%が新たにジェンダー予算として割り当てられるとの誤解に基づく期待も見られた。しかし現実にはジェンダー予算は各省庁が予算内で捻出することが求められている。ジェンダー予算導入当初は、女性が参加しているレクリエーション行事への予算の投入など、その用途については混乱や誤解が生じた。この問題を改善するために、2001年度にフィリピン女性の役割委員会は、ジェンダー予算の適用範囲外の事業例のリスト化にふみきっている。対象外事業には、女性の活躍支援に直接関係のない打ち合わせやワークショップ、コンサルテーションなどの実施、緊急予算措置とし

での支出、建造物の設置、機材や車輛の購入などが挙げられている。

表1 ジェンダーと開発（GAD）予算に計上された不適切なプロジェクト、プログラム、事業一覧

1	海外援助によるジェンダーと開発関連プロジェクト、プログラム、事業
2	女性問題やジェンダーに関連しない打ち合わせ、ワークショップの開催
3	省庁・政府系機関勤務の女性職員に係る諸費用（服飾手当、危険手当、賞与等）
4	臨時費用や「その他」に分類される費用
5	職員の安全確保に係る費用（例：共用車、マスク、ミネラルウォーター）
6	健康維持活動、フィットネスプログラム（例：社交ダンスパーティー、運動会、テニスクリニック）
7	各種パーティー、レクリエーション活動の実施（例：チームビルディング、職員交流会、クリスマスパーティー、コーラスグループ活動、若手リーダー交流会）
8	宗教・文化関連活動
9	健康保険関連事業（例：健康診断、歯科検診、眼科検診、レントゲン検診）
10	省庁・政府系機関勤務の女性職員を対象とした技能訓練、起業活動支援（例：トチノ（揚げ肉）作りコンテスト、クロス・ステッチ刺繍コンテスト）
11	貯蓄協同組合や少額貸し付けを目的とした女性団体の設立
12	生活必需品、機材、車輛の購入、修理、整備費用、陸橋、高架道路の補修
13	サービス関連費用（例：電気代、水道代、保険、家賃、リース代金、ケータリング費用）
14	建設費用（例：多目的ホール、待合室、救急コーナー、市営図書館）

出典：UPCWS, 2004 を筆者が抄訳

ジェンダー予算へのコミットメントの低さ

いまひとつの課題は、ジェンダー予算の担当部局が限定される傾向がみられることである。例えば、国家経済開発庁の2007年度のジェンダー予算は1,650万ペソ（3,960万円）であり、総予算額の3.1%を占めている。全省庁の同年のジェンダー予算割合の平均が0.46%である点を考慮すると、国家経済開発庁の予算額は突出している。しかしその内訳は、国家統計局（706万ペソ、1億6,944万円）、国家統計調整局（661万ペソ、1億5,864万円）であり、この2部門で国家経済開発庁全体のジェンダー予算の82%以上を占めている。こ

の傾向は他の省庁にもあてはまる。例えば労働雇用省のジェンダー予算のうち、約9割が事務次官室と技術教育技能教育庁（Technical Education and Skills Development Authority）で執行されているとの指摘もある。

このように特定の部署で予算を配分することは、執行のための事務作業を軽減できる反面、各行政組織がそのミッションに応じて本来取り組むべきジェンダー課題を見えづらくさせ、ジェンダー主流化の視点からはマイナスの要因となっている。

人材育成の課題

次に重要なのはジェンダー予算推進にかかる人材育成の問題である。ジェンダー予算が職員の人件費に充当できないことも、制度の定着率の低さの一因となっている。ジェンダー予算の的確な実施のためには、フィリピン国内で予算策定業務を担当する職員が、その意義を理解し予算書や実施報告書作成の技術を身に付けることが不可欠である。ジェンダー予算にかかる技術的な支援に加え、ジェンダー平等の推進が社会開発に具体的にどのように寄与するのかについての理解を進めるための政策提言活動を展開するためには、多数の職員の配置が必要となる。しかし、ジェンダー予算で上記の人件費を計上することができなかったため、とりわけ地方自治体における、ガイドライン遵守の優先順位は低くなっていった。

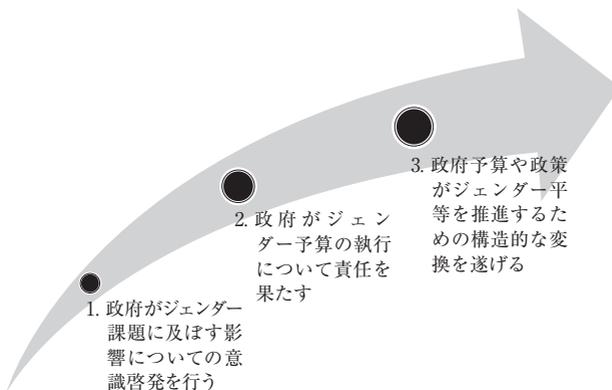
人材育成については、フォーカル・ポイント制に内在する問題も明らかになっている。フォーカル・ポイントが中心となって予算策定を調整することが求められるが、しかし現実にはフォーカル・ポイントの離職率の高さや、能力のばらつき、組織の意思決定に関わる権限を持たない職員が任命される傾向が問題となった。同一組織の中で複数の職員がフォーカル・ポイントとして勤務することは、組織内でジェンダー主流化を進める観点からは利点ともなる。だが、フォーカル・ポイントの頻繁な交代は、ジェンダー予算に関する方針の統一性を欠き、共通理解やノウハウの蓄積が妨げられることとなった⁴⁾。

4 フィリピンのジェンダー予算からの示唆

以上のように、フィリピンで20年にわたり実施されてきたジェンダー予算の実態と、そこから明らかになったジェンダー主流化の試みを推進する上での課題について考察をおこなった。フィリピンのジェンダー予算は「女性大憲章」の中で、「5%の予算がその用途と成果において残りの95%の事業等に対して、ジェンダーに配慮した内容となるよう、執行年度毎に進捗状況をモニターし評価すること」(Ⅵ章、36節)と規定されている。

ジェンダー予算分析分野の研究のパイオニアの一人であるロンダ・シャープ (Rhonda Sharp) は、ジェンダー予算の到達目標を3つの段階に分けて整理している。第一段階は政府がジェンダー課題に及ぼす影響についての意識啓発を行うこと、第二段階は政府がジェンダー予算の執行について責任を果たすことであり、最終段階が政府予算や政策がジェンダー平等を推進するための構造的な変換を遂げることである (Sharp 2003: 10)。筆者の調査によれば、フィリピンのジェンダー予算の現状は残念ながら「5%の予算が残りの

図1 ジェンダー予算の到達目標



出典：Sharp [2003:10] を基に筆者作成

95%にジェンダー平等推進の視点から影響を与えている」とは言い難く、シャープの分類に従えば第一段階と第二段階の達成に向けて多大な労力が費やされてきたといえるだろう。

その要因はジェンダー予算概念をめぐる混乱と誤解、複雑な執行手続きに関する技術的な問題がある。十分な人材が配置されないため（あるいはされたとしても頻繁な人事異動のため）、ジェンダー予算に関する正しい理解が組織内で継承されない、さらに予算策定や執行が本来業務のほかの余分な仕事とみなされるといふ悪循環に陥っているといえよう。行政組織内部でのジェンダー予算へのコミットメントの低さは、ジェンダー概念そのものの受容の困難さを例示している。

2014年1月の調査ではジェンダー予算を所管している3省庁のうち、フィリピン女性委員会のみ聞き取りをおこなった。そのため予算管理省や経済開発庁との連携のあり方や、省庁間での力関係がジェンダー予算の実施にどのような影響を及ぼしたかについては、今後の課題として残っている。

日本ではジェンダー予算についての議論や男女平等の視点からの予算分析は、ジェンダー研究者、NGOや女性団体による調査や提言（Ichii 2010; 市川房枝記念会女性と政治センター 2014; 日本女性監視機構 2008）がなされている。一方、ジェンダー平等を推進するための人材育成など、フィリピンの事例から得られる教訓には日本がかかえる問題との共通点も多い。東南アジアでジェンダー予算を最初に導入したフィリピンの試みは、予算の策定、配分、実施、評価の全ての局面でジェンダー視点に基づくレビューが不可欠であると同時に、予算のみならず、いわゆる女性施策の実施の現場で男女平等やジェンダー概念についての理解をどう深めていくか、その具体的な方法をあらためて問い直す必要性を喚起している。

注

- 1) 1ペソ = 24円で計算。（2014年9月1日現在の交換レートを適用）
- 2) 優先開発支援資金とは、地方の小規模インフラ整備やコミュニティー・プ

Ⅲ NWEC 実践報告

プロジェクトを優先的に支援することを目的として設立された予算を指す。1990年に設立された全国開発資金が2000年に現在の名称に変更された。

- 3) ジェンダー・フォーカル・ポイントとは、ジェンダー政策の事務局機能を担う部署を指す。2012年にメキシコで開催された第2回APEC女性問題担当大臣会合での合意に基づき、その設置が決定された。
- 4) フォーカル・ポイント制度の功罪については、シルヴィア・エストラダ・クラウディオ(Sylvia Estrada Claudio フィリピン大学女性学研究中心長、肩書きはインタビュー当時)氏からご教示いただいた。

参考文献

- Budlender, D. and Hewitt, G. eds., 2001, *Gender Budgets Make More Cents: Country Studies and Good Practices*, Commonwealth Secretariat: London.
- Elson, Diane ed., 1995, *Male Bias in the Development Process*, Manchester University Press: Manchester.
- Himmelweit, Suan, 202, Making Visible the Hidden Economy, *Feminist Economics*, 8 (1): pp.49-70.
- 市川房枝記念会女性と政治センター 2014「国の第3次男女共同参画基本計画と2014年度予算案」、『女性展望』5-6、8-15.
- Ichii, Reina, 2010 *Gender Responsive Budgeting in Education*, UNESCO Bangkok.
- Illo, Jeanne Frances I., 2010, *Accounting for Gender Results A Review of the Philippine GAD Budget Policy*, Miriam College: Bangkok.
- 伊藤陽一 2006「人中心の予算の経過と内容、および論評附録 女性予算 (Women's Budget) ・ジェンダー予算 (Gender-Budget) をめぐって」『統計研究参考資料92 ジェンダー予算・人中心の予算 (1)』法政大学日本統計研究所：87-129.
- National Economic and Development Agency (NEDA), 2007, *Harmonized Gender and Development Guidelines for Project Development, Implementation, and Monitoring and Evaluation*, NEDA: Pasig City.

内閣府男女共同参画局 第4回世界女性会議 行動綱領（総理府仮訳）http://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html（2015年9月21日アクセス）

日本女性監視機構（Japan Women's Watch, JAWW）2008「男女共同参画の推進と女性のエンパワーメントのためのお金の流れ（資金調達）（Financing for Gender Equality and the Empowerment of Women）——第52回国連婦人の地位委員会にむけて」『男女平等参画（ジェンダー平等）の推進を目指す『ジェンダー予算』（公的なチャンネルの状況）』日本女性監視機構：12－24.

村松安子 2004「政策評価手法としてのジェンダー予算」『日本評価研究』第4巻第1号、pp.4－19.

——— 2005「マクロ経済学のジェンダー化を目指すジェンダー予算」村松安子『『ジェンダーと開発』論の形成と展開』未来社：131－157.

——— 2011「マクロ経済学のジェンダー化——予算のジェンダー分析」辻村みよ子編『ジェンダー社会科学の可能性第3巻『壁を越える 政治と行政のジェンダー主流化』岩波書店：65－88.

Philippine Commission on Women (PCW), 2012, *PCW-NEDA-DBM Joint Circular No.2012-01 Guidelines for the Preparation of Annual Gender and Development (GAD) Plans and Budgets and Accomplishment Reports to Implement the Magna Carta of Women*, PCW, Manila.

———, 2014, *Gender and Development (GAD) Planning and Budgeting*（内部資料）

Sharp, Rhonda, 2003, *Budgeting for Equity: Gender Budget Initiatives within a Framework of Performance Oriented Budgeting* New York: United Nations Development Fund for Women (UNIFEM).

UP Center for Women's Studies (UPCWS), 2004, *Training of Trainers on Gender and Governance*.（内部資料）

* 本稿は国際ジェンダー学会2014年大会での口頭報告「フィリピンにおけるジェ

Ⅲ NWEC 実践報告

ンダー予算の現状」に加筆した。

本稿は平成25 - 27年度の科学研究費を受けておこなった研究成果の一部である。
「東南アジアにおける男女共同参画政策の比較研究」(基盤研究(C) 課題番号
25360062 研究代表者 越智方美)

(おち・まさみ 国立女性教育会館研究国際室専門職員)